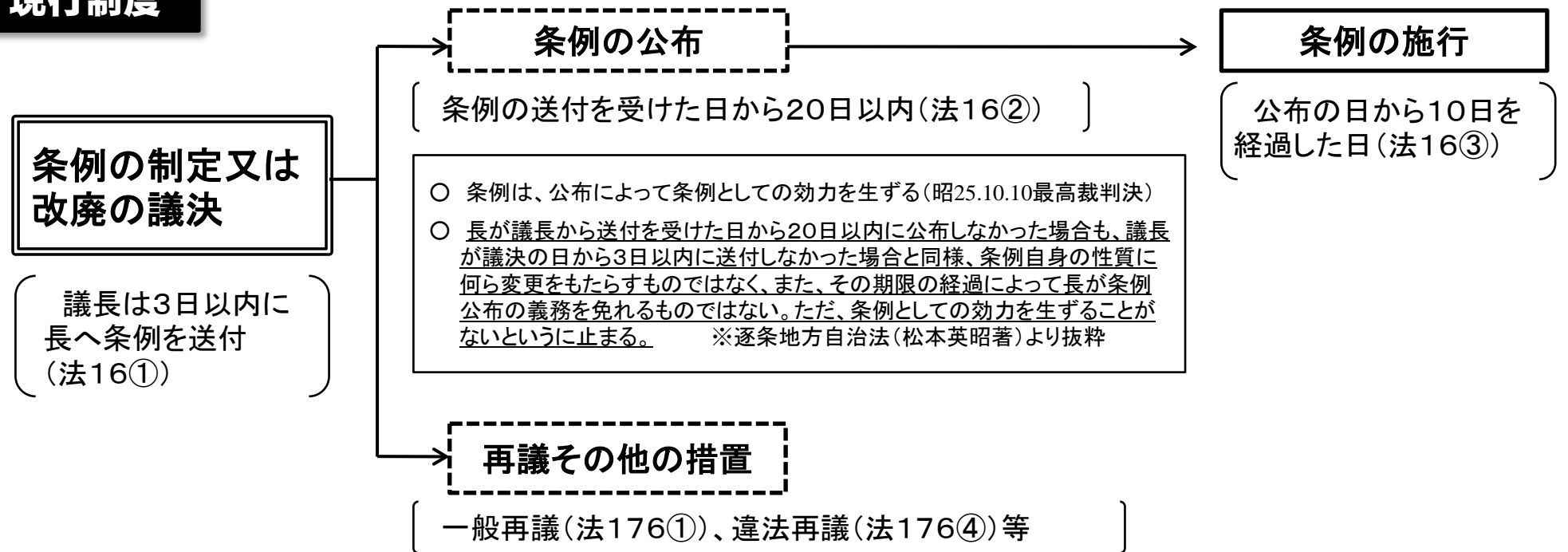


条例の公布等に係る論点について

- 現行制度は、長は、議長から条例の送付を受けた場合、「再議その他の措置を講ずる必要がないと認めるときは、その日（送付を受けた日）から20日以内にこれ（条例）を公布しなければならない」こととなっており、長が再議等が必要であると認めたときは、20日以内に公布しなくても違法とはならないと考えられる。
- 一方、条例は公布により効力を有することとなるものであり、仮に、長が再議等が必要であると認めたときは、長の判断次第で、長期にわたり、議会が議決した条例の効力が確定しないことも想定され、不適切ではないか。
- また、長が再議等が必要であると認めるとは具体的にどのような状態を指すものであるのかが明確ではないのではないか。
- 例えば、20日以内を長が再議等を検討する期間であると考え、20日以内に長が再議等の手続きを開始しない場合は、長に条例を公布する義務があることを条文上明らかにすべきではないか。

条例の公布等について

現行制度



(注) : 議会側の手段、 : 長側の手段

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)(抄)

第十六条 普通地方公共団体の議会の議長は、条例の制定又は改廃の議決があつたときは、その日から三日以内にこれを当該普通地方公共団体の長に送付しなければならない。

② 普通地方公共団体の長は、前項の規定により条例の送付を受けた場合において、再議その他の措置を講ずる必要がないと認めるときは、その日から二十日以内にこれを公布しなければならない。

③ 条例は、条例に特別の定があるものを除く外、公布の日から起算して十日を経過した日から、これを施行する。

④ 当該普通地方公共団体の長の署名、施行期日の特例その他条例の公布に関し必要な事項は、条例でこれを定めなければならない。

⑤ 前二項の規定は、普通地方公共団体の規則並びにその機関の定める規則及びその他の規程で公表を要するものにこれを準用する。但し、法令又は条例に特別の定があるときは、この限りでない。

制度の沿革（条例の公布等）

都道府県（地方自治法制定前）

- 昭和4年の府県制一部改正により、府県に初めて条例と規則の制定権が認められ、公布等については、「府県条例及府県規則ハ一定ノ公告式ニ依リ之ヲ告示スヘシ」と規定された。

市町村（地方自治法制定前）

- 明治21年の市制町村制は、「条例及規則ヲ発行スルトキハ地方慣行ノ公告式ニ依ル可シ」と規定していたが、明治44年の市制・町村制の全部改正により、「条例及規則ハ一定ノ公告式ニ依リ之ヲ告示スヘシ」とされた。

地方自治法（昭和22年）

- 昭和22年の制定当初の地方自治法は、旧制度の規定をそのままに独立させた形で、「条例及び規則は、一定の公告式により、これを告示しなければならない。」と規定された。
- 国の法律の公布及び施行の手續に比べて簡素に過ぎること、条例及び規則の施行をめぐる紛争が生じていたことを踏まえ、昭和25年の改正により、法の規定の整備を行い、現行条文とされた。